

全国健康保険協会業績評価シート (令和3年度)

3. 船員保険

令和4年9月22日



全国健康保険協会
船員保険

目次

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

① 正確かつ迅速な業務の実施	2
② 適正な保険給付の確保	5
③ 効果的なレセプト点検の推進	7
④ 返納金債権の発生防止の取組の強化	10
⑤ 債権回収業務の推進	13
⑥ 制度の利用促進	15
⑦ 福祉事業の効果的な実施	19
⑧ サービス向上のための取組	21
⑨ 健全な財政運営の確保	23

(2) 戦略的保険者機能関係

① 特定健康診査等の推進	29
② 特定保健指導の実施率の向上	32
③ 加入者に対する支援	35
④ 船舶所有者に対する支援	38
⑤ ジェネリック医薬品の使用促進	43
⑥ 情報提供・広報の充実	46
⑦ 調査・研究の推進	49

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

① 正確かつ迅速な業務の実施

事業計画

- サービススタンダード(職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間:10営業日)の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。
- 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。(情報取得から送付までの平均日数:3営業日以内)
- 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : A

【困難度: 高】

【困難度の理由】

- 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、傷病手当金等の支給決定件数は、2020(令和2)年度比104.6%と増加している。支給決定件数の増加に対し職員数には限りがある中で、サービススタンダード遵守のために、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。
- また、特に2021(令和3)年度は新型コロナウイルス感染症の影響による業務体制が縮減された状況にあった。
- 以上のことより、サービススタンダードの達成状況100%のKPIを遵守することは、困難度が高い。

【自己評価の理由】

○ サービススタンダード及び保険証の交付については、2項目とも達成した。

- ・ サービススタンダードの達成状況 : 100%(達成)
- ・ 保険証の3営業日以内の発行 : 100%(達成)

○ 申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人や船員保険部の審査医師に対する意見の求めなどを行い、職務外の事由による傷病手当金等の給付等を正確かつ迅速に実施した。

○ 新型コロナウイルス感染症拡大により、傷病手当金の申請件数が増加する中で、サービススタンダードを100%達成した。

○ 厚生労働省からのデータの提供を基に、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施した。

○ 以上より、困難度を高く設定した目標について、①サービススタンダードに係る申請書の申請件数が増加している中で100%を達成、②保険証の3営業日以内の交付についても100%を達成、③その他事業計画に記載の事項について着実に実施したことから、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P15)

i) サービススタンダードの達成(事業報告書 P15)

- 職務外給付のサービススタンダードの年度を通じた達成率は100%
- 保険証発行のサービススタンダードは発行までの期間を3営業日以内としており、年度を通じた達成率は100%

ii) 現金給付に関する適切な審査の実施(事業報告書 P15)

- 2021年度の審査総件数13,434件※のうち、医療機関に40件、審査医師に38件の照会等を行った結果、支給要件を満たしていないと判断した申請は10件でした。※柔道整復施術療養費を除く。

【現金給付等の支給件数の推移】

年度	傷病手当	出産手当	本一時金	家一時金	本人葬祭	家族葬祭	総計		
								対前年比	対前年増減数
2015	6,030	6	3	354	123	85	6,601		
2016	6,815	23	2	285	142	77	7,344	111.3%	743
2017	6,315	13		260	168	76	6,832	93.0%	▲ 512
2018	6,707	40		242	144	66	7,199	105.4%	367
2019	6,720	30	4	221	134	70	7,179	99.7%	▲ 20
2020	6,558	45	4	184	167	63	7,021	97.8%	▲ 158
2021	6,877	36	1	187	164	77	7,342	104.6%	321

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

② 適正な保険給付の確保

事業計画

- 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
- 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。

【KPI】

- 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月10日以上 of 施術の申請の割合について、2.1%以下とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 2021(令和3)年度のKPIの実績: 施術箇所3部位以上、かつ月10日以上 of 施術の申請の割合 1.81%(対計画値113.8%)
- 多部位かつ頻回の施術の傾向の分析を行い、文書照会の対象とする部位数や日数を見直し、916件の文書照会を実施した。
- 文書照会の強化により、施術箇所3部位以上、かつ月10日以上 of 施術の申請の割合は1.81%となりKPIを達成し目標を0.29ポイント下回ることができた。

2020(令和2)年度		2021年度
2.1%	⇒	1.81%

- 以上より、文書照会の強化によりKPIを達成したことから、目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P15～16)

i) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化(事業報告書 P15)

照会件数	回答件数 〈2021年3月末時点〉	回答率	申請件数	支払総額
916件	425件	約46.4%	29,500件	約116百万円

○ 1年以上の長期受診となっている加入者へ、柔道整復師へのかかり方をマンガ形式で説明したチラシを配付するなど、分かりやすい広報を行い適正受診の促進に努めるとともに、多部位かつ頻回の施術が行われている施術所に対しても注意喚起を促す文書を送付しました。

○ 取組の結果、柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月10日以上 of 施術の申請割合は、2020年度を0.29%ポイント下回る1.81%となり、KPI(2.1%以下)を達成しました。

ii) 不正の疑いのある事案に対する実地調査(事業報告書 P16)

○ 適用(制度への加入や報酬等)に関して不正が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしていますが、2021年度においては調査を必要とする申請はありませんでした。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

③ 効果的なレセプト点検の推進

事業計画

○ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。

【KPI】

○ 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を140円以上とする

(※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定(減額)した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

○ 2021(令和3)年度のKPIの実績: 144.7円 (対計画値103.4%)

○ 資格点検については、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を2,042件実施した結果、**加入者1人当たりの資格点検効果額は、2,464円(対前年度比14円減)となった。**

○ 外傷点検については949件の照会を実施した結果、加入者1人当たりの外傷点検効果額は227円(対前年度比52円増)と向上した。

○ 内容点検については外部委託により実施し、点検にあたって外部事業者と協議を行い、両者が合意した査定額を目標として設定したうえで計画的に点検を行うよう取組を行った。また、目標を達成しなかった月については状況をヒアリングし、査定額が向上するよう点検方法を工夫した。

○ このような取組の結果、船員保険部による内容点検査定額は約12百万円(2020(令和2)年度と同等)となり、内容点検査定額から外部委託費用を差し引いた内容点検効果額も約9百万円となった。**査定率は0.061%(2020年度より0.003%減)であったが、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額はKPI(140円以上)を達成していることから、自己評価は「B」とする。**

	2020年度		2021年度
<内容点検査定額>	約1,200万円	⇒	約1,200万円
<内容点検効果額>	約900万円	⇒	約900万円

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P16~17)

○ 2021(令和3)年度についても外部事業者が査定額(※1)向上に積極的に取り組むよう査定率(※2)に応じた委託費を支払う契約としました。

※1 査定額とは、船員保険部のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金で査定され、船員保険の支払額が確定した金額を集計したものであり、支払基金における一次審査分は含まない。

※2 査定率は、査定額÷船員保険の医療費総額により算出した。

○船員保険部による内容点検査定額は、2021年度は約12百万円(2020年度と同等)、査定率は0.061%(2020年度より0.003%ポイント減)、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額は144.7円となり、KPI(140円以上)を達成しました。

<加入者全体の内容点検査定額(医療費ベース)>

【単位:百万円】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2020年度比
加入者全体の内容点検査定額	9	12	8	12	12	▲0.1
診療報酬請求金額	19,544	19,127	19,460	18,363	19,020	657
請求金額に対する査定額割合	0.044%	0.064%	0.043%	0.064%	0.061%	▲0.003%
※ 端数整理のため、計数が一致しない場合があります。						

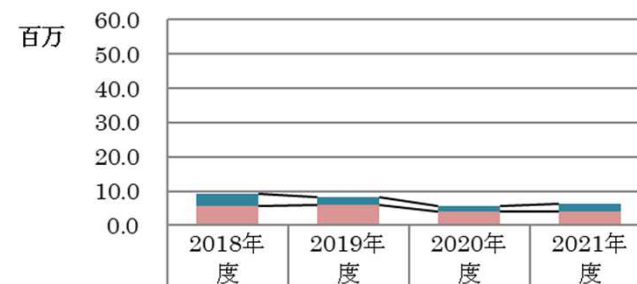
【事業計画の達成状況】(事業報告書 P17)

単月点検



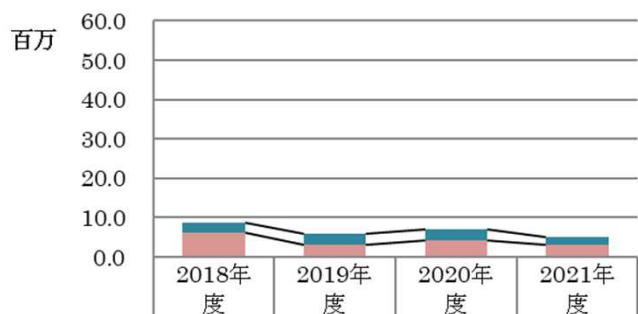
■ 船員保険再審査 (円)	6,194,360	3,670,610	7,449,050	7,559,960
■ 支払基金一次審査 (円)	42,699,880	41,090,420	36,499,160	38,132,350

突合点検



■ 船員保険再審査 (円)	3,515,940	2,046,750	1,630,010	2,197,770
■ 支払基金一次審査 (円)	5,733,880	6,021,240	4,116,070	4,152,860

縦覧点検



■ 船員保険再審査 (円)	2,576,940	2,634,620	2,700,220	1,928,050
■ 支払基金一次審査 (円)	6,075,630	3,150,680	4,234,370	3,109,480

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

④ 返納金債権の発生防止の取組の強化

事業計画

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。
- 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。

【KPI】

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI:90.8%)
- ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値以下とする(KPI:0.091%)
- ③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率(調査対象者ベース)について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI:94.6%)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」:令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」:令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」:令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」:令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」:令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : C

【困難度:高】

【困難度の理由】

- 被扶養者資格の再確認について、船員が、乗船中一定期間は陸上を離れてしまう中で行うため、また、引き続き被扶養者に該当する場合は収入証明等の確認書類の提出を求めるため、回収が難しくなることが見込まれ、困難度が高い。

【自己評価の理由】

- 2021(令和3)年度のKPIの実績: 保険証回収率 90.3%(対計画値99.4%)
資格喪失後受診に伴う返納金割合 0.100%(対計画値90.1%)
被扶養者資格の確認書の提出率 91.0%(対計画値 96.2%)
- 資格喪失後1か月以内の保険証回収率についてKPIは達成できなかったが、2021年度中の資格喪失者の2022(令和4)年5月末時点の回収率は96.6%で2020(令和2)年度を0.2%ポイント上回り、回収状況は改善している。
- 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について KPIは達成できなかったが、2020年度を0.017%ポイント下回った。
- 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率(調査対象者ベース)についてKPIは達成できなかったが、別居の場合の確認を確実にを行った結果、被扶養者の資格を満たさないと判明した被扶養者数は2020年度を上回り、無資格受診等の発生を未然に防ぐことができた。
- 以上、3つの指標について、対計画値80%以上100%未満とKPIを下回った(被扶養者資格の再確認については、目標の困難度を「高」と設定している)ことから、自己評価は「C」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P18~19)

i) 保険証回収の強化(事業報告書 P18)

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に返納催告を行いました。また、保険証回収の重要性について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知するとともに、保険証の回収が遅くなっている船舶所有者や船員保険事務組合に対して、個別に文書で保険証の早期回収について依頼を行いました。
- このような取組を行いました。資格喪失後1か月以内の保険証回収率は90.3%とKPIを達成できませんでしたが、返納催告後も保険証が返却されない場合は、再度返納催告を行っており、2021年度中の資格喪失者の2022年5月末時点の回収率は96.6%で2020年度を0.2%ポイント上回りました。
- 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合は0.100%とKPIは達成できませんでしたが、2020年度を0.017%ポイント下回りました。

ii) 被扶養者資格の再確認(事業報告書 P18~19)

- 被扶養者の資格喪失の届出が正しく提出されていない場合、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあるため、1,226の船舶所有者に対し、被扶養者資格の再確認を実施しました。
- 2020年度同様、マイナンバーを活用し事前に収入状況等を確認のうえ対象者の絞り込みを行い、収入が認定要件を超えている又は被保険者と別居していると思われる2,444人を対象としました。
- 提出期限を経過しても再確認リストの提出がない船舶所有者に対して、2022年1月下旬から文書及び電話による督促等を行いました。2022年3月末時点の提出率は91.0%とKPIを達成できませんでした。
- しかし、別居の場合は確認書類を添付するよう求め、確認を確実に行った結果、被扶養者の資格を満たさないと判明した被扶養者数は2020年度を305人上回る575人となり、年間約87百万円(加入者1人当たりの医療給費をもとに計算)の無資格受診等が発生するリスクを未然に防止することができました。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑤ 債権回収業務の推進

事業計画

- 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。

【KPI】

- ① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 83.6%)
- ② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 15.4%)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【困難度: 高】

【困難度の理由】

- 船員保険の債権額総額は大きくないため、百万円単位の債権の有無が数値に大きな影響を及ぼしてしまうところである。また、船員の働き方の特性として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうため、催告が速やかな納付につながりづらい状況がある。

【自己評価の理由】

- 2021(令和3)年度のKPIの実績: 現年度返納金債権回収率 80.3%(対計画値96.1%)
過年度返納金債権回収率 9.0%(対計画値58.4%)
- 現年度については、高額債権の発生が多く一部が年度内に完納できなかったが、収納件数の割合は82.6%と2020(令和2)年度の81.8%を0.8%ポイント上回った。
- 過年度については、KPIが困難度の高い設定であることから達成に至らなかった。
- 2021年度末の債権残高は2020年度末より約1百万円減少している。

- 以上より、目標の困難度を「高」と設定していること、2項目のうち現年度の回収率については対計画値80%以上であることから、「債権回収業務の推進」の目標水準は満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P19～20)

- 発生した債権について早期かつ確実な回収を図るため、文書等による納付催告を半年以内に複数回実施しました。また、催告後も納付が確認できない債権額5万円以上の債務者に対しては、裁判所へ督促を申し立てる支払督促を行うこととしており、2021(令和3)年度は8名の債務者(25件3,844,234円)に対して支払督促を実施しました。
- 債権の回収及び整理を進めたこともあり、2021年度末の債権残高は約126百万円で、2020年度末と比べて約1百万円減少しました。

〈返納金債権に関する実績〉

		2018年度末		2019年度末		2020年度末		2021年度末		
		金額	回収率 ^{※5}	金額	回収率 ^{※5}	金額	回収率 ^{※5}	金額	回収率 ^{※5}	
現年度	調定額	85		97		68		75		
	回収額等	68	80.2%	85	87.3%	56	83.4%	60	80.3%	
		回収額		85		56		60		
		欠損額 ^{※3}		0		0		0		
	残額	17		12		11		15		
過年度 ^{※1}	調定額	99		80		85		77		
	回収額等	36	24.2%	7	9.2%	19	12.8%	15	9.0%	
		回収額		20		7		10		6
		欠損額 ^{※3}		16		0		9		9
	残額	63		72		66		62		
承継 ^{※2}	調定額	63		59		58		50		
	回収額等	5	1.3%	1	1.7%	7	2.1%	1	1.8%	
		回収額		1		1		1		
		欠損額 ^{※3}		4		0		6		0
	残額	59		58		50		50		
計	調定額	247		236		210		202		
	回収額等	109		93		82		76		
		回収額 ^{※4}	89		93		67		67	
		欠損額 ^{※3}	20		0		15		9	
	残額	138		142		128		126		

※1 「過年度」は、前年度以前に調定された債権のうち、前年度末までに回収されず、債権残が当年度に繰り越された債権です。
 ※2 「承継」は、2010(平成22)年1月の全国健康保険協会船員保険部発足時に、社会保険庁から引き継いだ債権です。
 ※3 「欠損額」は、債務者の破産や不存在等を理由に、全国健康保険協会債権管理規程に従い償却した債権です。
 ※4 回収額のうち保険者間調整による回収額は、2018(平成30)年度が約2百万円、2019(令和元)年度が約2百万円、2020年度が約6百万円、2021年度は約4百万円です。
 ※5 回収率は、回収額÷(調定額-欠損額)により算出しています。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥ 制度の利用促進

事業計画

- 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
- 限度額適用認定証の更なる利用促進を図るため、オンライン資格確認に未対応の医療機関へ働きかけを行うとともに、高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等の取組を行う。
- 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。
- 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。

【KPI】

- ① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI:69.6%)
- ② 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合(件数ベース)を85%以上とする
- ③ 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI:81.7%)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 2021(令和3)年度のKPIの実績:

高額療養費の勧奨に占める申請割合	75.8%(対計画値 108.9%)
高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合	81.4%(対計画値 95.8%)
職務上の上乘せ給付等の勧奨に占める申請割合	83.3%(対計画値102.0%)

- i) 高額療養費の申請勧奨(KPI:69.6%)
 - 高額療養費が未申請の方に対し、1,800件の申請勧奨を行った結果、2022(令和4)年3月末時点で1,365件の提出があり、提出率は75.8%となり、KPIを達成した。

- ii) 限度額適用認定証の使用促進(KPI:85%)
 - 高額療養費の支給決定通知書に制度利用チラシを同封し、限度額適用認定証の利用を促進した結果、2020(令和2)年度を3.4%ポイント上回る81.4%(世帯合算(注)を除く高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合は93.8%)となったが、KPI達成には至らなかった。

- iii) 職務上の事由による休業手当金等の上乘せ給付等の申請勧奨(KPI:81.7%)
 - 厚生労働省からのデータの提供を基に休業手当金等の申請勧奨を実施した結果、提出率は83.3%となりKPIを達成した。

- iv) 下船後の療養補償に関する周知
 - 下船後の療養補償に関する制度周知を図るため記載例を改善し、適正利用の促進を図った。また、未提出に対しては、被保険者や船舶所有者への督促や医療機関等へ提出確認を行うとともに、不備返戻が多かった船舶所有者については個別に注意喚起を行った。
 - 以上より、①KPIの2項目について達成したこと、②高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合は世帯合算(注)を除くと93.8%であり既に高い水準にあること、③下船後の療養補償に関する適正化を図ったことから、「制度の利用促進」の目標水準は満たしているとして、自己評価は「B」とする。

(注)世帯で複数の方が同じ月に病気やけがをして医療機関を受診した場合や、一つの医療機関で入院と外来で受診した場合等、自己負担額を世帯で合算できる高額療養費を世帯合算と言う。限度額適用認定証は、加入者及び医療機関単位での使用となるため、左記に該当する場合には、高額療養費として請求する必要がある。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P20～25)

i) 高額療養費の申請勧奨(事業報告書 P20)

- 未申請の方に対して、申請漏れを防止するため、「ターンアラウンド方式」により、あらかじめ請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書の送付を行っています。
- 2021(令和3)年度は、申請書に問い合わせが多い事項のQ&Aを掲載するなど、分かりやすい内容で作成したほか、封筒に開封を促す文言を記載して合計1,800件の申請勧奨を行いました。
- 2022(令和4)年3月末時点で1,365件の提出があり、提出率は75.8%となりKPI(高額療養費の勧奨に占める申請割合69.6%以上)を達成しました。

ii) 限度額適用認定証の使用促進(事業報告書 P20～22)

- ホームページやメールマガジンによる広報を行ったほか、関係団体の機関誌等に制度案内のチラシを掲載していただきました。
- 限度額適用認定申請書や制度案内のチラシ等を医療機関の窓口を設置していただく取組については、引き続き106医療機関の窓口に設置していただきました。
- 限度額適用認定証の使用割合については、2020年度を3.4%ポイント上回る81.4%となりましたが、当初想定していたオンライン資格確認の本格実施時期が後ろ倒しになったこともあり、KPI(高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合85%以上)を達成出来ませんでした。

iii) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨(事業報告書 P23～24)

- 厚生労働省から、毎月、支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受け、当該情報を活用し、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行いました。また、これらの給付に併せて支給される休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金及び経過的特別支給金についても同様に申請勧奨を行いました。
- 2021年度は、更なる提出率の向上を図るため、11月より未提出者への電話連絡を行い、休業手当金を請求されない理由を聞き取りし、休業手当金の説明と申請書の提出を促しました。
- このような取組を行った結果、2021年度に申請勧奨を行った休業手当金171件のうち、2022年3月末時点で124件の申請があり、申請割合は2020年度を1.8%ポイント上回る72.5%でした。また、休業手当金以外の申請割合は2020年度を1.0%ポイント上回る86.7%でした。職務上の上乗せ給付等全体の申請割合は、2020年度を1.6%ポイント上回る83.3%となり、KPI(職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合81.7%以上)を達成しました。

iv) 下船後の療養補償に関する周知(事業報告書 P24～25)

- 療養補償証明書の用紙に設けている傷病が制度の対象となるかどうかを質問に沿って確認できるフローチャートに加え、より分かりやすくカラー化した記載例を追加し、適正利用の促進を図りました。

○船員保険部に未提出の場合には、被保険者及び船舶所有者への督促等を行うとともに、医療機関には証明書が提出されているか確認を行っており、2021年度は被保険者に669件の督促、船舶所有者に550件の確認、医療機関等に365件の確認を行いました。

〈上乗せ給付等の申請勧奨実績〉（事業報告書 P23～24）

【単位：件】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
休業手当金	251	266	238	215	171
障害年金等	84	98	105	99	89
遺族年金等	13	3	9	12	9
休業特別支給金	300	317	307	355	350
障害特別支給金	25	22	26	39	38
遺族特別支給金	12	4	4	14	6
経過的特別支給金(障害)	40	29	44	46	37
経過的特別支給金(遺族)	15	9	5	16	5

〈特別支給金の内訳〉（事業報告書 P24）

【単位：件】

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
休業特別支給金	件数	517	526	478	586	540
	金額	66	56	64	92	89
障害特別支給金	件数	110	105	111	133	150
	金額	27	22	35	44	27
遺族特別支給金	件数	220	250	261	286	302
	金額	29	18	18	24	20
経過的特別支給金(障害)	件数	44	24	42	42	33
	金額	27	20	22	39	17
経過的特別支給金(遺族)	件数	18	10	4	15	6
	金額	52	26	12	24	14

注1)「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するもの。

注2)「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与(賞与等)が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するもの。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑦ 福祉事業の効果的な実施

事業計画

- 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を果たしていくため、当事業の質の向上を図る取組を実施する。
- 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、宿泊補助のインターネット申請の拡充等、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構(横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院)に委託し、また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に委託して、円滑かつ着実に実施した。
- 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、インターネットで利用手続きが完了できるようになったことを広報したこともあり、利用数は増加傾向で推移した。
- 以上より、①無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業について、円滑かつ着実に実施したこと、②旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について着実な進展がみられることから、目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P25～26)

i) 無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業の円滑かつ着実な実施

- 海上労働の特殊性や医療へのアクセスが制限されている船員にとっての当事業の重要性等をまとめた資料を委託先2病院に提供し、院内の研修等で医師などに配布していただいています。
- 洋上救急医療援護事業については日本水難救済会に委託し、円滑かつ着実に実施しました。

ii) 保養事業の利用促進

- 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、加入者の利便性向上を目的として2020(令和2)年12月から新たにインターネットのみで手続きが行える旅行代理店と契約を締結しましたが、2020年度は緊急事態宣言の発令のため広報を控えておりましたが、2021(令和3)年度は「船員保険通信」にチラシを同封するなどし、全被保険者と全船舶所有者に周知を行いました。
- その結果、2021年度も新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令により都道府県をまたぐ移動の自粛が求められた時期がありましたが、利用数は増加傾向で推移しました。

〈福祉事業の実績〉

		2019年度	2020年度	2021年度	前年度比
無線医療助言事業(助言数)		624	727	599	▲128
横浜保土ヶ谷中央病院		383	355	324	▲31
東京高輪病院		241	372	275	▲97
洋上救急医療援護事業	出動件数	26	15	9	▲6
保養事業	利用宿泊数	12,301	10,776	10,046	▲730
	入浴利用数	18,673	12,184	12,384	200
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	2,010	1,865	1,806	▲59
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	1,040	425	886	461
	利用宿泊数	1,704	559	1,183	624

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑧ サービス向上のための取組

事業計画

- 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。

【KPI】

- お客様満足度(点数ベース)について、前年度と前々年度のいずれか高い値以上とする(KPI:4.10点)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」:令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」:令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」:令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」:令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」:令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 2021(令和3)年度のKPIの実績:お客様満足度(点数ベース) 4.47点(対計画値109.0%)
- お客様満足度調査の結果を踏まえ、資格取得申出書提出時に資格喪失証明書を添付いただくことで早期に発行ができることを広報を行った。限度額適用認定証の発行については、より早期にお手元に届くよう、すべて速達にて発送を行うよう改善を図った。また、傷病手当金や高額療養費の制度周知については、制度や申請書の記入方法等をわかりやすくまとめた動画をホームページに掲載した。
- 以上より、お客様満足度は4.47点とKPI(4.10点)を達成したことから、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P26～27)

○ 疾病任意継続保険に加入する方、傷病手当金・高額療養費の支給を行った方、限度額適用認定証を発行した方、旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用申込をした方に対し、アンケートはがきによるお客様満足度調査を実施しました。

〈お客様満足度調査の結果〉

	2020年度	2021年度
保険証を送付した疾病任意継続の方	3.74点	4.24点
傷病手当金の支給決定通知書を送付した方	4.11点	4.53点
高額療養費の支給決定通知書を送付した方	4.26点	4.43点
限度額適用認定証を送付した方	4.29点	4.64点
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用申込をした方	4.62点	4.25点

※1 「満足度」とは、船員保険部の対応についての満足度を0(不満)～5(満足)までの6肢から選択した点数の平均値。

※2 2021年度より満足度を点数ベースとしている。

※3 回収率は約30.9%(送付数5,212人、回答数1,612人)。

○ お客様満足度調査において、いただいたご意見を踏まえ、以下の対応を行いました。

ご意見	対応
「保険証の到着までの時間が長かった」	疾病任意継続の保険証の発行については、資格取得申出書提出時に資格喪失証明書を添付いただくことで早期に発行ができる旨の広報を行いました。
「限度額適用認定証の到着までの時間が長かった」	限度額適用認定証の発行については、より早期にお手元に届くよう、すべて速達にて発送を行うよう改善を図りました。
「傷病手当金や高額療養費の制度について知りたい」	傷病手当金や高額療養費の制度周知について、制度や申請書の記入方法等をわかりやすくまとめた動画をホームページに掲載しました。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑨ 健全な財政運営の確保

事業計画

- 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。
- 令和4年度以降、被保険者保険料負担軽減措置による控除率の引き下げにより、疾病保険料率における被保険者負担が増加することについて、被保険者及び船舶所有者に周知を行う。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 2027(令和9)年度までの黒字基調の中期的収支において、被保険者数や標準報酬月額の今後の動向に加え、**新型コロナウイルス感染症の拡大防止による影響を勘案し、保険料率を設定した。**(2021(令和3)年度と同率)
- 船員保険の決算状況等について、**すべての被保険者及び船舶所有者に対し「船員保険通信」によって情報提供するとともに、ホームページにより情報発信した。**
- 2022(令和4)年度以降、被保険者保険料負担軽減措置の控除率を引下げたことによる被保険者の保険料負担の増加について、**被保険者及び船舶所有者の混乱が生じることのないよう、2021年9月の「船員保険通信」にチラシを同封し、すべての船舶所有者及び被保険者に送付した。**また、事務説明会における説明、メールマガジン及び関係団体の機関誌など、あらゆる媒体を用いて周知・広報を適切に行った。また、2022年度保険料率の決定後においても、日本年金機構から船舶所有者へ送付する納入告知書へのチラシの同封、ホームページ・新聞広告への掲載を通じ、周知・広報に取り組んだ。
- 以上より、目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P27～34)

○ 被保険者数、平均標準報酬月額、医療費の動向のほか、中期的収支見通しについては従来型の試算と新型コロナウイルス感染症の拡大防止による影響を考慮した試算を作成しました。

1) 疾病保険部門の財政収支及び疾病保険料率について

○ いずれの試算においても、保険料収入の伸びの減少と高齢化の進展による医療費の増加により、単年度の黒字額は中長期的には年々縮小する見通しとなること。

○ さらには医療技術の進歩、高額な新薬の保険適用等による医療費の増加によっても支出が増加する可能性があること。

○ 新型コロナウイルス感染症による経済状況等への影響が不透明である中で、中長期的な観点から、より慎重な財政運営を行うこととし、2022年度の保険料率は10.10%(据え置き)に設定することとしました。

○ 被保険者保険料負担軽減措置については第43回船員保険協議会(2019(平成31)年3月)での合意のとおり、2022年度より0.1%ずつ控除率を引き下げていくこととしました。

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	
収 入	保 険 料 収 入	31,648	32,065	32,610	33,173	33,455
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑 収 入 等	64	64	65	65	66
	準 備 金 戻 入	970	649	327	0	0
	計	35,623	35,718	35,942	36,179	36,461
支 出	保 険 給 付 費	20,235	20,260	20,315	20,364	20,420
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,268	2,193	2,147	2,244	2,388
	後 期 高 齢 者 支 援 金	7,990	8,296	8,639	8,920	9,221
	退 職 者 給 付 拠 出 金	0	0	0	0	0
	そ の 他	927	927	927	926	925
計	31,421	31,676	32,027	32,454	32,954	
単 年 度 収 支 差	4,202	4,042	3,914	3,725	3,507	
準 備 金 残 高	48,531	51,925	55,512	59,237	62,743	
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分	1,510	861	535	535	535	

(注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】					
被 保 険 者 数	56,000人	55,800人	55,800人	55,900人	55,900人
(対前年伸び率)	▲ 0.1%	▲ 0.4%	0.0%	0.0%	0.1%
加 入 者 数	112,300人	111,300人	110,700人	110,200人	109,900人
(対前年伸び率)	▲ 0.7%	▲ 0.9%	▲ 0.5%	▲ 0.5%	▲ 0.3%
平 均 標 準 報 酬 月 額	433,000円	437,000円	440,000円	443,000円	446,000円
(対前年伸び率)	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
汽 船	449,000円	453,000円	458,000円	462,000円	466,000円
(対前年伸び率)	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
漁 船	402,000円	401,000円	400,000円	400,000円	399,000円
(対前年伸び率)	▲ 0.2%	▲ 0.2%	▲ 0.2%	▲ 0.2%	▲ 0.2%
加 入 者 1 人 当 り 医 療 給 付 費	154,000円	155,000円	156,000円	157,000円	158,000円
(対前年伸び率)	1.2%	1.0%	0.7%	0.6%	0.5%

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P27～34)

〔平均標準報酬月額を厳しく見た試算〕

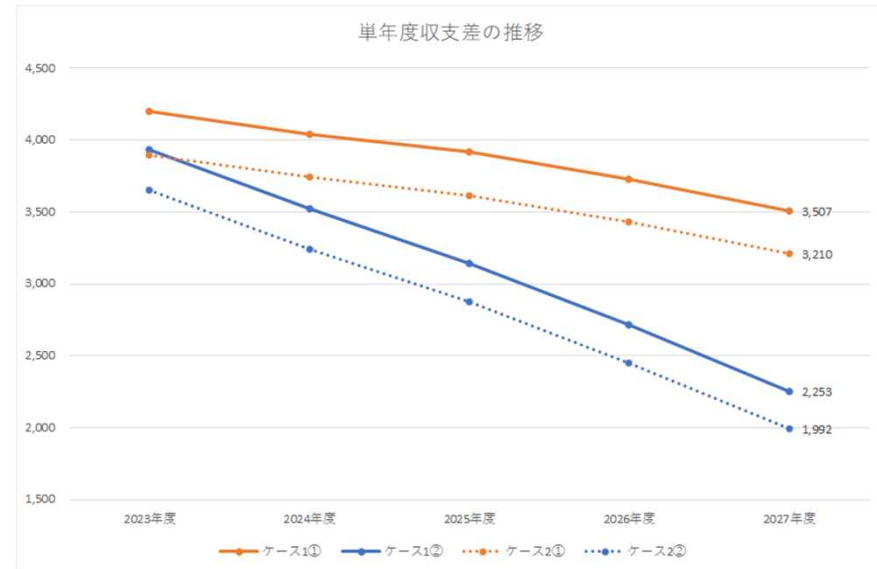
(単位:百万円)

区 分		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
収 入	保 険 料 収 入	31,276	31,320	31,489	31,669	31,575
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑 収 入 等	64	63	63	63	63
	準 備 金 戻 入	958	633	315	0	0
計		35,238	34,957	34,807	34,672	34,578
支 出	保 険 給 付 費	20,208	20,206	20,236	20,258	20,287
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,268	2,193	2,147	2,244	2,388
	後 期 高 齢 者 支 援 金	7,899	8,111	8,354	8,532	8,725
	退 職 者 給 付 拠 出 金	0	0	0	0	0
	そ の 他	927	927	927	926	925
計		31,303	31,437	31,663	31,960	32,325
単 年 度 収 支 差		3,935	3,520	3,145	2,712	2,253
準 備 金 残 高		48,276	51,162	53,992	56,703	58,956
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		1,521	888	573	573	573

(注)端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

平均標準報酬月額 (対前年伸び率)	423,000円 ▲ 0.5%	426,000円 ▲ 0.5%	424,000円 ▲ 0.5%	422,000円 ▲ 0.5%	420,000円 ▲ 0.5%
汽船 (対前年伸び率)	445,000円 0.0%	445,000円 0.0%	445,000円 0.0%	445,000円 0.0%	445,000円 0.0%
漁船 (対前年伸び率)	392,000円 ▲ 2.6%	382,000円 ▲ 2.6%	372,000円 ▲ 2.6%	363,000円 ▲ 2.6%	353,000円 ▲ 2.6%



【事業計画の達成状況】(事業報告書 P27～34)

2) 災害保健福祉保険料率について

○ 現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、2021年度以降、単年度収支は赤字が見込まれているが、一定の準備金を保有していることから、2022年度の保険料率は、現行と同率の1.05%としました。

(単位:百万円)

区 分		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
収 入	保 險 料 収 入	3,366	3,385	3,417	3,451	3,487
	国 庫 補 助 等	10	10	10	10	10
	福祉医療機構国庫納付金等	63	57	51	46	41
	雑 収 入 等	2	2	2	2	2
	計	3,441	3,453	3,480	3,509	3,541
支 出	保 險 給 付 費	1,835	1,827	1,820	1,816	1,813
	そ の 他	2,633	2,633	2,633	2,633	2,633
	計	4,468	4,459	4,453	4,449	4,446
単 年 度 収 支 差		▲ 1,027	▲ 1,006	▲ 973	▲ 940	▲ 905
準 備 金 残 高		16,535	15,529	14,556	13,616	12,711

(注1) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

(注2) 船員保険システム刷新の費用が別途中長期的に発生する見込みである。

(基礎係数)

被 保 險 者 数 (対前年伸び率)	57,900人 0.2%	57,900人 0.0%	58,200人 0.4%	58,400人 0.4%	58,700人 0.5%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	431,000円 0.6%	434,000円 0.6%	437,000円 0.6%	439,000円 0.6%	442,000円 0.6%

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P33～34)

3)介護保険料率について

○ 介護保険料率については、年末に国から示される介護納付金の額を船員保険の介護保険第2号被保険者の総報酬額で除すことにより算出する仕組みとなっています。その結果、2022年度の介護保険料率は1.54%(2021年度より0.38%ポイント減少)と決定しました。

		R2(2020)年度 (決算)	R3(2021)年度 (R3年12月時点での見直し)	R4(2022)年度 (R3年12月時点での見込み)	備考																										
収入	保険料収入	3,146	3,431	2,720	介護保険料率: 1.54% 【R4年度 基礎係数】																										
	国庫補助等	-	-	-																											
	その他	-	-	-																											
	計	3,146	3,431	2,720	被保険者数 27,253人(▲2.3%) ^{※1} ^{※2}																										
支出	介護納付金	3,134	3,046	2,967	平均標準報酬月額 485,942円(+0.9%) ^{※1} ^{※2}																										
	雑支出	-	-	-	※1: 疾病任意継続被保険者を含んでいる。 ※2: ()内は対前年度比。																										
	計	3,134	3,046	2,967																											
単年度収支差		13	385	▲247	(参考) 介護保険料率の推移 (単位: %)																										
準備金残高		▲131	254	7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25(2021)</th> <th>H24(2020)</th> <th>H23(2019)</th> <th>H22(2018)</th> <th>H21(2017)</th> <th>H20(2016)</th> <th>H19(2015)</th> <th>H18(2014)</th> <th>H17(2013)</th> <th>H16(2012)</th> <th>H15(2011)</th> <th>H14(2010)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率</td> <td>1.47</td> <td>1.62</td> <td>1.73</td> <td>1.63</td> <td>1.71</td> <td>1.67</td> <td>1.68</td> <td>1.59</td> <td>1.61</td> <td>1.61</td> <td>1.77</td> <td>1.92</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H25(2021)	H24(2020)	H23(2019)	H22(2018)	H21(2017)	H20(2016)	H19(2015)	H18(2014)	H17(2013)	H16(2012)	H15(2011)	H14(2010)	料率	1.47	1.62	1.73	1.63	1.71	1.67	1.68	1.59	1.61	1.61	1.77	1.92
年度	H25(2021)	H24(2020)	H23(2019)	H22(2018)	H21(2017)	H20(2016)	H19(2015)	H18(2014)	H17(2013)	H16(2012)	H15(2011)	H14(2010)																			
料率	1.47	1.62	1.73	1.63	1.71	1.67	1.68	1.59	1.61	1.61	1.77	1.92																			

(注) 繰越整理のため、計数が整合しない場合がある。

iii)被保険者保険料負担軽減措置に係る控除率の引下げの周知・広報(事業報告書 P34)

○ 控除率の引下げによる被保険者の保険料負担の増加について、被保険者及び船舶所有者の混乱が生じることのないよう2021年9月の「船員保険通信」にチラシを同封し、すべての船舶所有者及び被保険者に送付しました。また、事務説明会における説明、メールマガジン及び関係団体の機関誌など、あらゆる媒体を用いて周知・広報を適切に行いました。

○ 2022年度保険料率の決定後においても、日本年金機構から船舶所有者へ送付する納入告知書へのチラシの同封、ホームページ・新聞広告への掲載を通じ、周知・広報に取り組を行いました。

船員保険にご加入の船員所有者さま、被保険者さまへ

被保険者保険料負担の軽減率が令和4年度から段階的に縮小されます

被保険者の皆さまにご負担いただく保険料(疾病保険料)は、本来、船員所有さまが前年と前年とを比較して算出しますが、軽減措置により、被保険者の皆さまが負担する保険料は、当該軽減措置が適用された標準額を適用し、本来の保険料率から5%の控除が行われる軽減措置が行われています。

被保険者負担分	軽減率	軽減率
10.10%	5.50%	5.00%

※1 船員所有さまが前年と前年とを比較して算出する標準額(標準報酬月額)は、令和4年度から令和5年度までは、令和3年度から令和4年度までの標準報酬月額を適用し、令和5年度からは、令和4年度から令和5年度までの標準報酬月額を適用します。

この軽減措置の取扱いについては、「第4号被保険者保険料率」にて、被保険者の皆さまの負担を軽減する観点から、令和4年度から令和5年度までの標準報酬月額を適用し、令和5年度からは、令和4年度から令和5年度までの標準報酬月額を適用して決定されました。これにより、被保険者の皆さまの負担が徐々に増えていくこととなります。このような負担の増加は、徐々に軽減されていくものと見込んでおります。

標準報酬月額	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
標準額	485,942円	485,942円	485,942円	485,942円	485,942円
標準額	485,942円	485,942円	485,942円	485,942円	485,942円

※2 令和4年度から令和5年度までの標準報酬月額を適用し、令和5年度からは、令和4年度から令和5年度までの標準報酬月額を適用して決定されました。

※3 令和4年度から令和5年度までの標準報酬月額を適用し、令和5年度からは、令和4年度から令和5年度までの標準報酬月額を適用して決定されました。

※4 令和4年度から令和5年度までの標準報酬月額を適用し、令和5年度からは、令和4年度から令和5年度までの標準報酬月額を適用して決定されました。

全国健康保険協会 船員保険

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① 特定健康診査等の推進

事業計画

- 健診受診率の向上のため、健診受診の必要性等に関する広報や未受診者の状況に応じた受診勧奨を行うとともに、健診実施機関を拡充する。
- 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
- 国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図るとともに、電子的な方法で収集できる仕組みの構築に向けた検討を行う。
- 被扶養者の健診受診率の向上を図るため、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する。

【KPI】

- ① 生活習慣病予防健診受診率を46%以上とする
- ② 船員手帳健康証明書データ取得率を31%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を29%以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」:令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」:令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」:令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」:令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」:令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【困難度:高】

【困難度の理由】

- 船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅近くになくケースが多く、また、医療機関の数自体が少ない地域であり、指定機関を拡大することも困難となっている。
- また、船員手帳健康証明書は、船舶所有者による船員の健康管理(健診結果の保管)が法律で義務付けられておらず、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき船舶所有者に健診結果の提供を求めることが難しい。加えて、有効期間が経過した健康証明書について、当面の間、有効なものと同様に扱う暫定的な取り扱いが継続されたままであることから受診者が減少したことも考えられ、目標を達成することは困難度が高い。

【自己評価の理由】

- 2021(令和3)年度のKPIの実績:

生活習慣病予防健診受診率	44.9%(対計画値97.6%)
船員手帳健康証明書データ取得率	21.5%(対計画値69.4%)
被扶養者特定健診受診率	26.8%(対計画値92.4%)
- 生活習慣病予防健診受診率、被扶養者特定健診受診率について、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった2020(令和2)年度だけでなく、新型コロナウイルス感染症流行前の2019(令和元)年度の実績を上回った。
- 巡回健診について、2020年度に実施した利用希望アンケートで希望があった船舶所有者に健診車を配車した。また、受診者数が見込め、かつ健診実施機関が少ない2県(各1市)で新たに巡回健診を実施した。
- 自治体との連携、協会けんぽの支部との連携、巡回健診の活用等により被扶養者の健診受診率の向上を図った。
- 健診実施機関の拡充に当たっては、船員保険の生活習慣病予防健診実施機関に対し、船員手帳の健康証明ができる指定医療機関となっていたためアンケートを実施した。
- 国土交通省とも協力し、関係団体に対し、船員手帳の健康証明書データを船員保険部に提出するよう要請した。

※ 被保険者の生活習慣病予防健診受診者数 15,743人（対前年度比610人）
 船員手帳健康証明書データ取得数 7,516件（対前年度比▲1,291件）
 被扶養者の特定健診受診者数 5,197人（対前年度比228人）
 健診実施機関数 430機関（年度当初は対前年度比▲16機関の425機関、年度内に5機関増）

○ 以上より、船員手帳健康証明書データ取得率のKPIは、対計画値80%未満であるものの、生活習慣病予防健診受診率及び被扶養者特定健診受診率は、対計画値80%以上（生活習慣病予防健診受診率：対計画値97.6%、被扶養者特定健診受診率：対計画値92.4%）であり、かつ健診受診者数については、新型コロナウイルス感染症流行前の2019年度を上回った。また、目標の困難度を「高」と設定していることから、「特定健康診査等の推進」の目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P38～41）

i) 受診勧奨及び健診実施機関の拡充（事業報告書 P38）

- 従来、生活習慣病予防健診の受診券と健診案内パンフレットは年度当初に送付していましたが、2021年度は加入者の利便性を考慮し、2020年度末に対象となる被保険者とその被扶養者に送付しました（送付数：被保険者38,696人・その被扶養者19,105人、疾病任意継続被保険者2,662人・その被扶養者1,634人、合計62,097人）。
- 未受診者に対して2021年10月に受診勧奨を行いました。（送付数：被保険者28,546人、被扶養者18,023人、合計46,569人）。
- 健診実施機関等については、新型コロナウイルス感染症対応の影響等で、年度開始時の契約機関数は減少しました（生活習慣病予防健診：441機関→425機関、総合健診：237機関→232機関、特定保健指導機関：179機関→174機関）が、利用者の受診環境を整え利便性を高めるため、地方運輸局の指定を受け船員手帳の健康証明を行うことができる医療機関等に対して粘り強く電話勧奨等を実施した結果、2021年度末における生活習慣病予防健診実施機関数は、年度開始時の契約機関数を上回ることができました。（生活習慣病予防健診：425機関→430機関、総合健診：232機関→236機関、特定保健指導機関：174機関→176機関）。

〈生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況〉

※件数は年度末時点

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
生活習慣病予防健診実施機関	262	365	421	441	430
総合健診実施機関	134	198	226	237	236
特定保健指導実施機関	101	151	171	179	176

ii) 加入者等のニーズを踏まえた巡回健診の拡充(事業報告書 P39)

- 被保険者の乗船スケジュールに合わせて、漁業協同組合等を中心に健診車を使用した巡回健診を実施するとともに、被扶養者が利用しやすいように駅周辺等でも巡回健診を実施しています。
- 船舶所有者を対象に実施した巡回健診の利用希望アンケート(2020年11月実施)に基づき、利用希望の回答があった船舶所有者に健診車を配車し、巡回健診の拡充を図りました。
- 健診受診者数が見込め、かつ、健診実施機関が少ない2県(鳥取県境港市、徳島県阿南市)で新たに巡回健診を実施しました。

〈巡回健診の実施状況〉

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
実施回数	338回	331回	339回	320回	331回
受診者数	8,531人	9,132人	9,147人	8,417人	8,430人

iii) 船員手帳の健康証明書データの取得(事業報告書 P39)

- 11月に3,056の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者の船員手帳の健康証明書データの提供を依頼する文書を送付し、その後、2022(令和4)年3月に文書による再依頼と電話による提出勧奨を行いました。
- 国土交通省海事局に働きかけを行い、国土交通省から船員手帳の健康証明書データを全国健康保険協会船員保険部に提出するよう、関係団体宛に事務連絡を発出していただきました。

iv) 被扶養者に対する取組(事業報告書 P40)

- 被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している自治体(むつ市、長門市、萩市)と連携し、がん検診と特定健康診査を同時に受診できるようにするとともに、協会けんぽの各支部が主催する集団健診に船員保険の被扶養者も受診できるよう5支部(青森、岩手、長崎、愛媛、大分)と調整を行っており、2020年度の実施先に加え、長崎県平戸市及び松浦市に居住する船員保険の被扶養者に対し、受診案内を送付しました。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

② 特定保健指導の実施率の向上

事業計画

- 保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる初回面談の分割実施を働きかける等の取組を行う。
- 加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。
- ICTを活用した特定保健指導の利用を促進する。

【KPI】

- ① 被保険者の特定保健指導実施率を25%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導実施率を18%以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : C

【困難度:高】

【困難度の理由】

- 船員の働き方の特性として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうため、保健指導を受ける機会を調整しづらく、また、船舶所有者の船員に対する健康管理(健診結果の保管)が法律で義務付けされておらず、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき船舶所有者に健診結果の提供を求めることが難しく、保健指導へつながりにくいことから、困難度が高い。

【自己評価の理由】

- 2021(令和3)年度のKPIの実績:被保険者の特定保健指導実施率 13.0%(対計画値52.0%)
被扶養者の特定保健指導実施率 22.5%(対計画値125.0%)
- 初回面談の分割実施の取組を進めるとともに、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したオンライン面談による保健指導の利用案内を積極的に行った。
- その結果、2020(令和2)年度と比べ、初回面談の分割実施は112件増加、ICTの利用は27件増加した。

○ 以上より、被保険者の特定保健指導実施率について、KPIは対計画値80%未満であるものの、**被扶養者についてはKPIを達成(対計画値125.0%)している**こと、また、被保険者について、船員特有の背景により、目標の困難度を「高」と設定していることから、自己評価は「C」とする。

なお、第三期特定健康診査等実施計画において、2023(令和5)年度までの目標値を設定し、当該目標値をKPIとしていたが、被扶養者については実績が計画を上回ったため、2022(令和4)年度からKPIの見直しを行った(当初計画20%を24.7%に上方修正)。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P41～42)

○ 2021(令和3)年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止が必要な状況の中、感染防止対策を徹底したうえで、加入者の利便性向上を考慮した特定保健指導を推進するため、巡回健診実施時に保健師等が同行するなどして、初回面談の分割実施の取組を進めるとともに、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したオンライン面談による保健指導の利用案内を積極的に行いました。

○ その結果、初回面談の分割実施件数は、2020年度と比べて112件増の1,907件、また、ICTを利用した特定保健指導の実施件数は、2020年度と比べて27件増の210件となりました。

○ ICTを利用した特定保健指導の認知度の向上を図るため、利用案内を変更して広報の強化を行うとともに、保健指導説明会と健康づくりセミナーをオンラインで開催し、ICTを利用した保健指導の利用促進に努めました。

○ 被保険者の特定保健指導実施率は、2020年度と比べて2.0%ポイント増の13.0%(2019年度と比べて4.7%ポイント増)となったが、KPI(被保険者の特定保健指導実施率25%以上)は達成できませんでした。

一方、被扶養者の保健指導実施率は、2020年度と比べて1.8%ポイント増の22.5%(2019年度と比べて4.8%ポイント増)となり、KPI(被扶養者の特定保健指導実施率18%以上)を達成しました。

〈初回面談の分割実施とICTを利用した保健指導の実施状況〉

	2019年度	2020年度	2021年度
初回面談分割実施数	1,768人	1,795人	1,907人
ICT利用面談数	4人	191人	210人

〈生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績〉(事業報告書 P42)

	2019年度		2020年度		2021年度		2020年度比		
		実施率		実施率		実施率	受診者数	実施率	
生活習慣病予防健診 (被保険者) 40～74歳	[対象者] 36,061人 [受診者] 15,654人	43.4%	[対象者] 35,617人 [受診者] 15,133人	42.5%	[対象者] 35,031人 [受診者] 15,743人	44.9%	610人	2.4%	
船員手帳健康証明書 データ取得率 40～74歳	[対象者] 36,061人 [受診者] 9,203人	25.5%	[対象者] 35,617人 [受診者] 8,807人	24.7%	[対象者] 35,031人 [受診者] 7,516人	21.5%	▲1,291人	▲3.2%	
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39歳	[対象者] 4,732人 [受診者] 2,393人	50.6%	[対象者] 4,779人 [受診者] 2,328人	48.7%	[対象者] 4,712人 [受診者] 2,348人	49.8%	20人	1.1%	
特定健康診査 (被扶養者) 40～74歳	[対象者] 21,201人 [受診者] 5,321人	25.1%	[対象者] 20,380人 [受診者] 4,969人	24.4%	[対象者] 19,416人 [受診者] 5,197人	26.8%	228人	2.4%	
特定保健指導 (被保険者)	初回 面談	[対象者] 9,724人 [受診者] 1,636人	16.8%	[対象者] 9,357人 [受診者] 1,639人	17.5%	[対象者] 8,609人 [受診者] 1,770人	20.6%	131人	3.1%
	3か月後 評価	806人	8.3%	1,027人	11.0%	1,121人	13.0%	94人	2.0%
特定保健指導 (被扶養者)	初回 面談	[対象者] 548人 [受診者] 132人	24.1%	[対象者] 569人 [受診者] 156人	27.4%	[対象者] 560人 [受診者] 137人	24.5%	▲19人	▲3.0%
	3か月後 評価	97人	17.7%	118人	20.7%	126人	22.5%	8人	1.8%

※1 生活習慣病予防健診を含む特定健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者(独立行政法人等職員被保険者を除く。)を「(対象者)」とし、当該年度中に受診した者を「(受診者)」としている。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

③ 加入者に対する支援

事業計画

- 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。
 - 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。
 - 加入者の健康に対する意識の向上を図るため、ヘルスツーリズムを試行的に実施する。
- 【KPI】オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を100人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」:令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」:令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」:令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」:令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」:令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【困難度:高】

【困難度の理由】

- ヘルスツーリズムは、コロナ禍による緊急事態宣言下において、都道府県を跨ぐ移動の自粛が求められたことから、実施について困難度が高い。

【自己評価の理由】

- **2021(令和3)年度のKPIの実績:オンライン禁煙プログラム参加者における終了者 142人(対計画値142%)**
- 健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを配布し、医療機関への受診、特定保健指導の利用勧奨の実効性を高めた。また、コロナ禍における加入者の受診動向の変化が残っている中、送付後3か月以内で15.8%の方が医療機関を受診され、対前年度2.0%ポイント増加した。
- スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムを実施した。また、健診受診時の問診で「喫煙している」と回答した加入者へ、喫煙習慣が自身や周囲の健康に及ぼす悪影響に関するリーフレットを送付する等参加者を募集した。また、被保険者へダイレクトメールを送付する等、積極的に広報を行い参加者を募集した。(2020(令和2)年度に実施したダイレクトメールでの参加者募集により、2021年度の終了者が大きく増加している。)

- 加入者の健康づくりに関する啓発活動の一環として、ヘルスツーリズムを試行的に実施するための検討を行ったが、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、2020(令和2)年度に続いて実施を見送った。

情報提供リーフレット送付者数： 11,862人(うち医療機関への受診勧奨1,379人、2022年3月末時点で15.8%の方が医療機関を受診)

- 以上、①困難度を高く設定したヘルスツーリズムについては、新型コロナウイルス感染症拡大により実施を見送ったものの、②オンライン禁煙プログラムについては、2020年度に行った参加者募集の取組が大きく影響し、プログラム参加者における終了者は142人とKPIを大幅に達成(対計画値142.0%)した。また、③オーダーメイドの情報提供については、リーフレットを配付し、医療機関への受診、特定保健指導の利用勧奨の実効性を高めたことから、「加入者に対する支援」の目標水準は満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P43～45)

i) 健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供(事業報告書 P43)

- 生活習慣病予防健診等を受診しても健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に関心が低い方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを作成し、配付しました。
- 2021(令和3)年度は、2021年4月から2022(令和4)年3月までの間に、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ(証明日が2021年度中のもの)の提供があった方、合計11,862人に、以下の5つの健康リスク(①すみやかに受診が必要、②継続して受診が必要、③特定保健指導が必要、④生活習慣の改善が必要、⑤健診結果に問題なし)に応じた情報提供を行いました。
- 医療機関への受診勧奨を行った1,379人のうち、2022年3月末時点で15.8%にあたる218人について医療機関の受診が確認でき、受診率は2020(令和2)年度と比べて、2.0%ポイント上昇しました。

ii) 禁煙支援に関する情報提供等(事業報告書 P44)

- 通年で参加者の募集を行っており、2021年度中にプログラムを終了した方は、2022年3月末時点で142人とKPI(オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者100人以上)を達成しました。また、プログラム終了者のうち97人の方が禁煙に成功し、禁煙成功率は約68.3%となりました。

○ 禁煙支援に関する情報提供として、健診受診時の問診で「喫煙している」と回答した4,177人に、喫煙習慣が自身や周囲の健康に及ぼす悪影響に関するリーフレットを送付するとともに、オンライン禁煙プログラムの周知を行いました。

iii) 電話健康相談の提供(事業報告書 P45)

○ 加入者の健康づくりをサポートするため、健康やメンタルヘルスについて気軽にご相談いただける「船員保険電話健康相談」を提供しており、ホームページや関係団体の機関誌等を通じて広報を行った結果、気になる体の症状や受診すべき診療科の選び方などの相談が244件寄せられた。

iv) ヘルスツーリズムの試行的実施(事業報告書 P45)

○ 加入者の健康づくりに関する啓発活動の一環として、ヘルスツーリズム※を試行的に実施するための検討を行いました。新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、2021年度は見送ることとしました。

※ヘルスツーリズムとは、旅行など非日常的な楽しみの中で、健康増進・維持・回復・疾病予防に寄与する活動を行い、それらをきっかけに健康意識の醸成を促すことをいう。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

④ 船舶所有者等に対する支援

事業計画

- 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題(血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等)を見える化した情報を提供する。
 - 「プロジェクト“S”」(船員保険コラボヘルス)により、船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援する。
 - 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、専門の講師による特別講義を開催する船員養成校等の拡大、開催が困難な学校に対する特別講義資料の配布などの取組を行う。
- 【KPI】「プロジェクト“S”」参加船舶所有者数を60社以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」:令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」:令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」:令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」:令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」:令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : A

【困難度:高】

【困難度の理由】

- 船舶所有者による船員の健康管理等は法制化されておらず、また、2019(令和元)年度末に行った加入者アンケートでも船舶所有者は船員の健康管理を個人に任せているため健康づくりに取り組んでいないとの回答が77.2%を占めており、自社船員の健康づくりについて関心が薄い状況にあるため、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは、困難度が高い。

【自己評価の理由】

- 2021(令和3)年度のKPIの実績:「プロジェクト“S”」参加船舶所有者数 85社(対計画値141.7%)
- 健診結果データ等から自社船員の健康課題等をわかりやすく可視化した「健康度カルテ」を、733の船舶所有者へ送付し自社船員の健康づくりへの動機付けを図った。
- 自社船員の健康課題を適切に把握し、その課題解消に向けた健康づくりへの取組を船員保険部が支援する船員の健康づくり宣言(プロジェクト“S”)のプロジェクトの内容や事業自体の周知不足に加え、健康づくりへの取組の必要性は感じつつも、健康づくりプランの実行にハードルの高さを感じていることが要因と考えられたので、船員保険部の支援の程度に応じた2コース制とするなど、スキームの見直しを図った等の取組の結果、2022(令和4)年3月末時点のエントリー数は85件とKPIを達成した。

- 船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を実施した。2021年度においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインによる講座の提供を併用して実施したが、2020(令和2)年度に引き続いて研修や会合自体の実施が見送られたことから、年間3回の実施となった。
- 船舶所有者や参加される被保険者の要望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、メタボリックシンドローム対策、メンタルヘルス対策とし、受講後のアンケート結果では高い満足度を得た。
(出前健康講座： 3回実施、46名参加(前年度5回実施、182人参加))
- 海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、2020年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる講座の提供も併用しつつ、メンタルヘルス対策等中心とした健康づくりに関する特別講義を実施し高い満足度を得た。
カリキュラムの都合等により講座を直接利用することが困難な船員養成機関等への取組として、講座の内容を収録したDVDを新たに作成し、全国水産高等学校長協会、水産・海洋高校46か所へ配付した。
(船員養成機関でのメンタルヘルス講座： 16回実施、782名参加(前年度22回、1,273名参加))
- 以上より、困難度を高く設定した①「プロジェクト“S”」参加船舶所有者数については、85社とKPIを達成(対計画値141.7%)し、②「健康度カルテ」を733の船舶所有者へ送付することにより、自社船員の健康づくりへの動機付けを図った。また、③若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、新型コロナウイルス感染症の拡大により講座の開催が困難な学校が多い中、特別講義資料の配付など積極的に取組を行ったことから、「船舶所有者等に対する支援」の目標水準を満たしているとして、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】(事業計画書 P45～49)

i) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり(事業計画書 P45)

1) 健康度カルテ

○ 船舶所有者が自社船員の抱える健康課題を把握し、健康づくりの取組の参考として活用していただくため、「健康度カルテ」を毎年度作成しており、2021(令和3)年度は、健診結果等※に基づき①重篤疾病リスク②生活習慣病リスク③生活習慣④健康診断・特定保健指導の4つの項目により、船舶所有者単位で会社の健康度を判定し、その結果を733の船舶所有者に送付しました。

2) 船員の健康づくり(プロジェクト“S”)

○ 自社船員の健康課題を適切に把握し、その課題解消に向けた健康づくりへの取組を船員保険部が支援する船員の健康づくり宣言(プロジェクト“S”)のエントリー募集を行っていますが、プロジェクトの内容や事業自体の周知不足に加え、健康づくりへの取組の必要性は感じつつも、健康づくりプランの実行にハードルの高さを感じていることが要因と考えられましたので、船員保険部の支援の程度に応じた2コース制とするなど、スキームの見直しを図りました結果、2022(令和4)年3月末時点のエントリー数は85件とKPI(プロジェクト“S”参加船舶所有者数60社以上)を達成しました。

〈健康度カルテサンプル〉

健康度カルテ			令和3年度版
貴社の健康度			
貴社船員及び扶養家族の健診結果に基づき重篤疾病リスク/生活習慣病リスク/生活習慣/健康診断・特定保健指導の4つの項目に関する判定を行いました。判定結果に「A」「B」が表示されている項目は、貴社の健康課題になります。健診を受けることが重要的一步です。今年度末更新の加入者数に反映していません。			
重篤疾病リスク	重篤疾病発症率の割合	発症率が高くなるほど、急速に健康状態の悪化が心配される可能性があります。病状改善や労働生産性低下を防止するため、早急に対応が求められます。	1頁
生活習慣病リスク	リスクの割合	メタボリックシンドロームを有する方の割合が高い場合は、中長期的な健康課題として、継続的な改善をお願いします。	2頁
生活習慣	生活習慣の改善率	生活習慣の改善が最も重要な改善項目です。早急に対応し、特定保健指導の活用促進や生活習慣改善の取組をお願いします。取組状況については船員保険部へご相談ください。	4頁
健康診断・特定保健指導	健康診断率	健康診断による健康状態の把握と、特定保健指導による生活習慣病予防が労働生産性の向上につながります。生活習慣病予防健診及び特定保健指導は無料でご利用いただけます。継続的な利用促進をお願いします。	5頁

〈プロジェクト“S”リーフレット〉



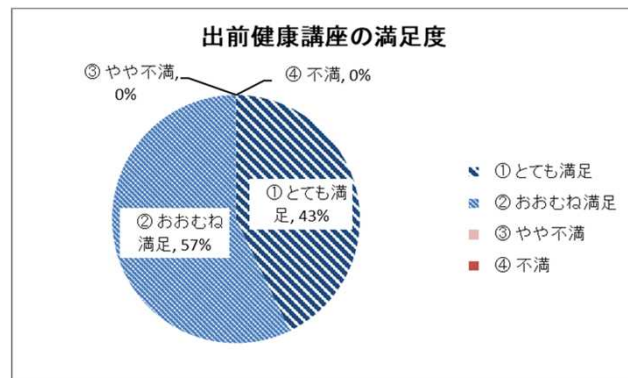
【事業計画の達成状況】(事業報告書 P45～49)

ii) 出前健康講座の実施(事業報告書 P47)

- 船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を実施しました。
- 2021年度においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインによる講座の提供を併用して実施しましたが、2020年度に引き続いて研修や会合自体の実施が見送られたことから、年間3回の実施にとどまりました。

〈実施状況〉

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
実施回数	26回	25回	32回	33回	5回	3回
参加人数	1,114人	1,265人	1,271人	1,253人	182人	46人

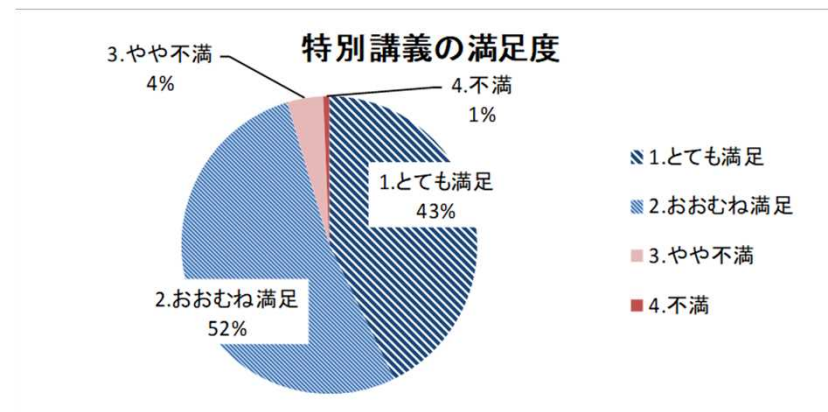


iii) 船員養成校での健康に関する特別講義の開催 (事業計画書 P48～49)

- 船員保険への加入が見込まれる海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、若年時からの健康意識の醸成を目的として、メンタルヘルス等を中心とした健康づくりに関する特別講義を開催しました。
- 海上技術学校等や東海大学海洋学部で計16回実施(うち6回は練習船内で実施)し、782人の学生に受講いただきました。

〈特別講義の実施状況〉

開催場所	開催日	人数
①練習船青雲丸	2021年4月13日	27人
②練習船海王丸	2021年5月8日	49人
③練習船銀河丸	2021年5月16日	86人
④練習船大成丸	2021年5月24日	59人
⑤練習船日本丸	2021年5月30日	41人
⑥国立小樽海上技術学校(北海道)	2021年9月10日	62人
⑦海技大学校(初回)(兵庫)	2021年10月11日	11人
⑧海技大学校(2回目)(兵庫)	2021年10月11日	31人
⑨国立館山海上技術学校(千葉)	2021年10月12日	44人
⑩国立口之津海上技術学校(長崎)	2021年12月3日	27人
⑪国立唐津海上技術学校(佐賀)	2021年12月6日	40人
⑫国立宮古海上技術短期大学校(岩手)	2021年12月9日	46人
⑬国立波方海上技術短期大学校(愛媛)	2021年12月14日	90人
⑭国立清水海上技術短期大学校(静岡)	2021年12月17日	112人
⑮東海大学海洋学部(静岡)	2022年1月19日	20人
⑯練習船銀河丸	2022年2月9日	37人



全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑤ ジェネリック医薬品の使用促進

事業計画

- ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。
- ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、年2回の通知を継続する。

【KPI】ジェネリック医薬品使用割合(*)を83%以上とする

* 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : A

【困難度: 高】

【困難度の理由】

- 2020(令和2)年度後半より、ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案が立て続けに発生した。複数事業者が業務停止命令処分を受けたことを発端に、製品の製造や出荷を長期間停止又は縮小され、出荷調整が広範に実施されたことから、一部のジェネリック医薬品の供給不足が常態化している。この医薬品業界の不祥事は協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなったものであり、この状況においてジェネリック医薬品の使用を促進することは困難度が高い。

【自己評価の理由】

- 2021(令和3)年度のKPIの実績: ジェネリック医薬品使用割合 82.9%(対計画値99.9%)
- ジェネリック医薬品軽減額通知の送付、ジェネリック医薬品希望シールの配付を行ったほか、関係団体の機関誌やメールマガジン等を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施した。
- 軽減額通知を19,557人の加入者に対して送付した。
(※切替率: 約23.9%、単純推計による年間財政効果額: 約84百万円(実施コスト: 約9.9百万円))
- 以上、ジェネリック医薬品の供給不足があった中で、ジェネリック医薬品使用割合は82.9%(対計画値99.9%)と、ほぼ目標を達成しており、かつ目標において困難度が「高」とされていることから、自己評価は「A」とする。

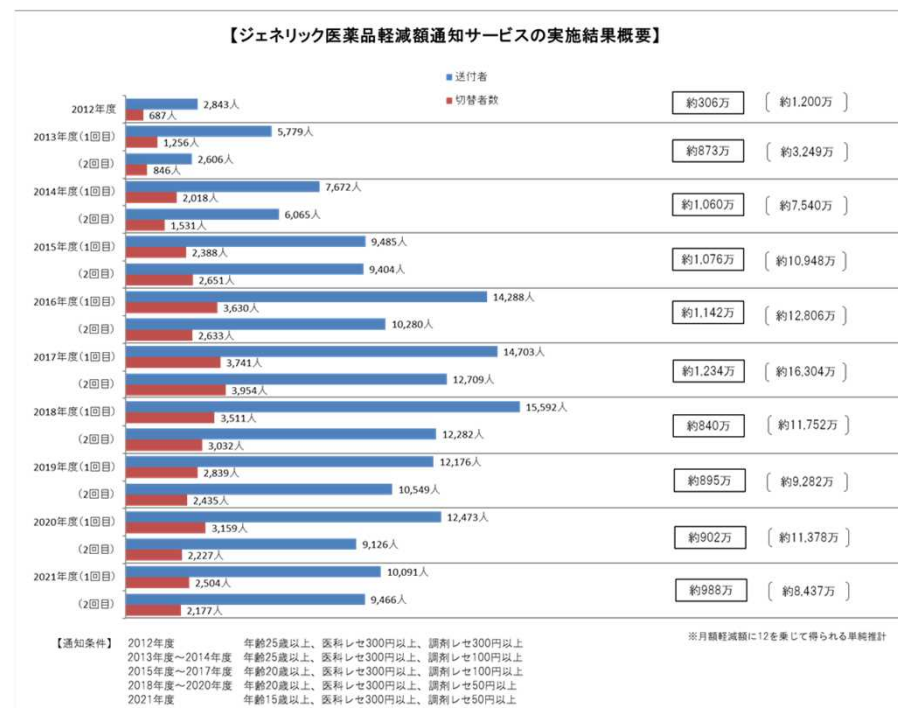
【事業計画の達成状況】(事業報告書 P50～52)

i) ジェネリック医薬品軽減額通知の送付(事業報告書 P50～51)

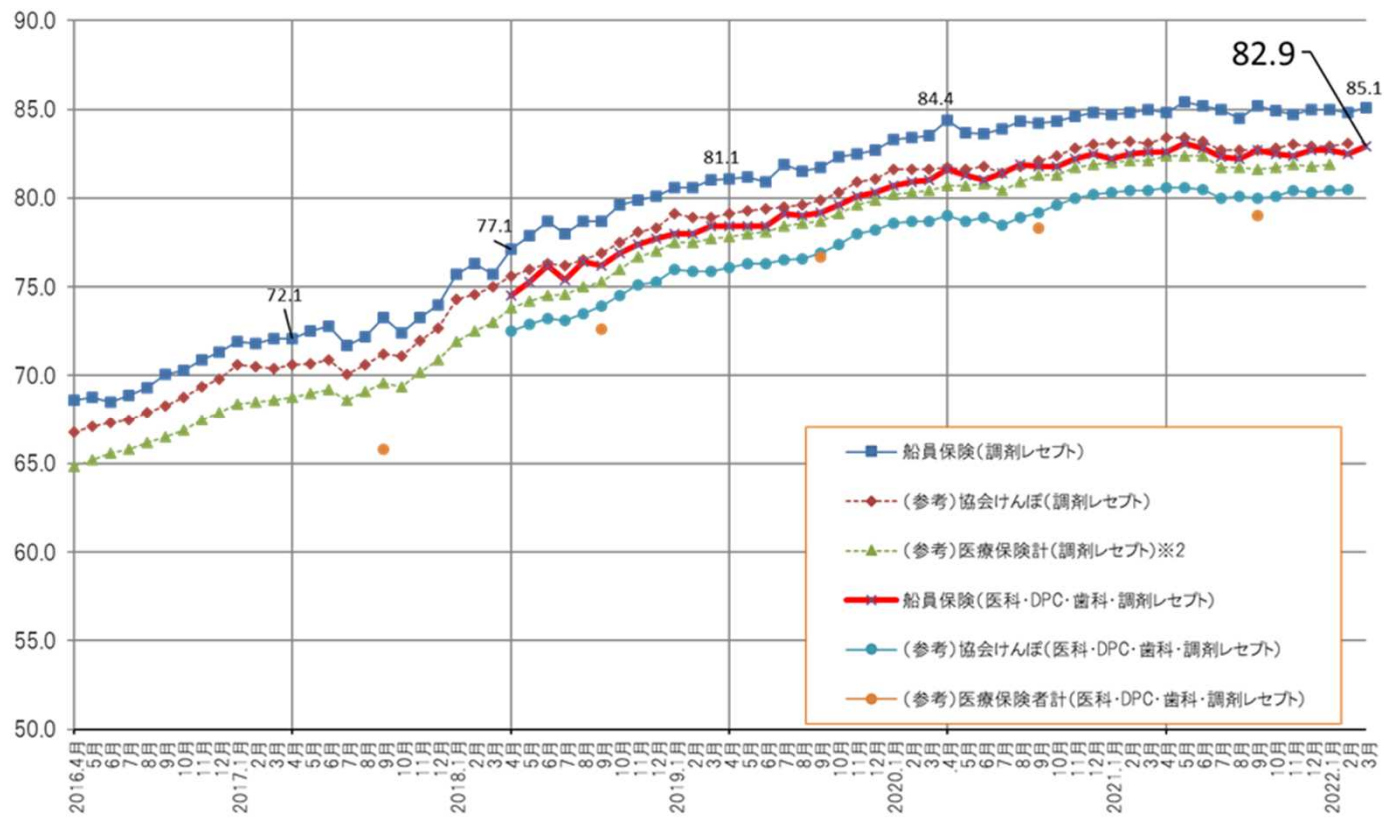
- 現在服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担額の軽減可能額をお知らせする取組を実施しました。
- 2021年11月時点では1回目通知を送付した方のうち24.8%に当たる人の方が、また、2022年4月時点では2回目通知を送付した方のうち、23.0%に当たる人の方がジェネリック医薬品に切り替えているという分析結果を踏まえ、これらの方は軽減額通知を受け取らなければ切り替えを行わなかったと仮定して推計すると年間約84百万円が財政効果が得られたこととなります。

ii) シールの作成・配布(事業報告書 P51)

- ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼ることができるジェネリック医薬品希望シールを作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約57,000枚を配付しました。



(事業報告書 P50)



※1. 「新指標」とは、〔後発医薬品の数量〕／〔(後発医薬品のある先発医薬品の数量)+(後発医薬品の数量)〕で算出しています。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」によります。
 ※2. 医療保険計(公費負担医療を含む)は厚生労働省調べです。
 ※3. 後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなる場合があります。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑥ 情報提供・広報の充実

事業計画

- 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。
- 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
- 加入者の利便性を高めるため、SNS等の利用について検討する。
- 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。
- 事務担当者等を対象とした船員保険の事務説明会をオンライン等により開催する。

【KPI】

- ① メールマガジンの配信数を1,000人以上とする
- ② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 2021(令和3)年度のKPIの実績: メールマガジン配信数 907人(対計画値90.7%)
ホームページアクセス総件数 1,219,376件(対計画値94.2%)
- 船員保険制度の説明パンフレットを協会けんぽ支部の窓口や関係機関の窓口に設置するとともに、日本年金機構から毎月送付する納入告知書に船員保険の情報を盛り込んだチラシを同封した。
- 船員保険の運営状況、決算状況等を記載した「船員保険通信」をすべての被保険者及び船舶所有者へ送付した。

- 業界紙2紙(日本海事新聞、水産経済新聞)に定期的に広報を掲載するとともに、関係団体の機関誌等に船員保険の広報を掲載した(延べ131件掲載)。
- メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元コードの掲載等を行い登録者数は着実に増加した。
- 船員保険制度の実務に関する知識を深めていただくため、事務担当者に向けた事務説明会をオンラインにより計4回開催し、延べ76人が参加した(前年度も同様の形式により12回開催、144人参加)。
- 以上より、KPIは2項目とも80%以上100%未満であったが、①メールマガジン配信数は着実に増加しており、ホームページアクセス総件数もホームページのリニューアルを行った2020年度に迫るアクセス数であったこと、②協会(船員保険)では、船舶所有者及び船員に対しては比較的簡易に情報を入手出来る紙媒体での広報活動を重点的に行う(注)こととしており、船員保険通信等は時季に応じた内容を全ての船舶所有者及び船員のお手元にお届けしたことから、「情報提供・広報の充実」の目標水準は満たしているとして、自己評価は「B」とする。

(注)2020(令和2)年3月に実施した加入者アンケートの結果においても、日頃の船員保険の活動に関する情報を知る媒体は、「船員保険のパンフレット」が87.5%と最も高いという結果が出ている。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P52～57)

i)、ii)、iii)、iv)(事業報告書 P52～54)

- 新たに船員保険に加入された方等への情報提供を目的として、船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会けんぽ支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等の窓口に設置しました。
- 日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険に関する様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」を同封しました。
- 船員保険に加入された方に船員保険についてご理解いただくため、給付内容等について説明した、保険証と一緒に携帯できる大きさのリーフレット「船員保険のしおり」を、保険証を送付する際に同封しました。
- 加入者及び船舶所有者に船員保険を身近に感じていただくため、船員保険の運営状況や決算状況等を記載したリーフレット「船員保険通信」を毎年度作成しており、2021年度は9月にすべての被保険者及び船舶所有者に送付しました。

〈広報パンフレット等〉



vi) ホームページやメールマガジンでの広報(事業計画書 P55～56)

- 2021年度のホームページの総アクセス件数は、2020(令和2)年度と比べて75,222件減の1,219,376件(3,341件/日)となり、KPI(ホームページアクセス総件数1,294,598件以上)を達成できなかったものの、過去3年の平均1,142,891件は上回っており、ホームページリニューアルで件数の多かった2020年度に迫る件数でした。
- メールマガジンについては、毎月第3営業日を配信日として加入者及び船舶所有者を中心とした会員に、折々における船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けしました。
- メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元コードの掲載等を行い登録者数は着実に増加しましたが、2022年3月末現在の配信数は907人でKPI(メールマガジンの配信数1,000人以上)の達成には至りませんでした。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑦ 調査・研究の推進

事業計画

- 加入者のニーズ把握、事業の効果検証など、データ収集、活用について外部の知見を取り入れながら研究を進める。
- 各部署に分散しているデータ(船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等)を一元的に管理できるデータベースの構築を進める。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- データ収集や活用等について、事業者等への聞き取り等を通じ、適用情報、医療費データを紐づけたデータベースの構築を進めた。
- 2020(令和2)年度の船員保険の健診結果の状況を把握するため、各健診項目を船舶種別、本人家族別、男女別に分けてリスク保有者数の割合を算出し、協会けんぽと比較した。
- 構築したデータベースを基に、疾病分類別医療費を被保険者・被扶養者別にクロス集計し、協会けんぽ加入者の医療費と比較することで、船員保険の医療費の特徴を分析した。船員保険加入者は陸上労働者に比べての生活習慣病リスクが高く、船員特有の事情による疾病の医療費が高いことが分かった。
- 以上より、目標水準を満たしていると判断し、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業計画書 P57～59)

i) 2020(令和2)年度の船員保険の健診結果の状況(事業計画書 P58)

○ 2020年度の船員保険加入者の健診結果より各健診項目を船舶種別、本人家族別、男女別に分けてリスク保有者数の割合を算出しました。2019(令和元)年度における協会けんぽの健診結果と比較すると、ほぼすべての項目で船員保険が協会けんぽのリスク保有率を上回る結果となり、特に男性の腹囲とBMIのリスク保有者数の割合において差が顕著に見られました。

ii) 2020年度の医療費分析について(事業計画書 P58～59)

○ 船員保険が保有するレセプトデータ及び加入者の適用情報を基に、直近3年度分の総医療費を集計するとともに、疾病分類別医療費を被保険者・被扶養者別にクロス集計し、協会けんぽ加入者の医療費と比較することで、船員保険の医療費の特徴を分析しました。船員保険被保険者(船員)の特徴として、気管・気管支炎及び肺の悪性新生物に係る医療費と、脊椎障害に係る医療費が陸上勤務者に比べて高い傾向にあることがわかりました。